

## ごみ・リサイクルのすすめ

### 区域別ごみ収集日程表

[ページID]7002

問 環境課 資源廃棄物担当

可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、古紙・衣類布類の収集日に可燃ごみ置き場に出してください。



#### ■ 区域1 倉見・宮山

●宮山は目久尻川より北側、ただし湘南サザン260を除く

可燃ごみ	月曜日・木曜日
可燃粗大ごみ	第4金曜日
不燃ごみ	第1・第3土曜日
プラスチック製容器包装	水曜日
古紙・衣類布類	第2・第4土曜日

#### ■ 区域2 小動・小谷・宮山・岡田

●宮山は目久尻川より南側、ただし湘南サザン260を含む  
●岡田は県道丸子・中山茅ヶ崎線より西側

可燃ごみ	月曜日・木曜日
可燃粗大ごみ	第2金曜日
不燃ごみ	第2・第4土曜日
プラスチック製容器包装	水曜日
古紙・衣類布類	第1・第3土曜日

#### ■ 区域3 大蔵・岡田／中瀬・大曲

●岡田は県道丸子・中山茅ヶ崎線より東側  
●大曲は県道丸子・中山茅ヶ崎線より東側

可燃ごみ	火曜日・金曜日
可燃粗大ごみ	第3水曜日
不燃ごみ	第1・第3月曜日
プラスチック製容器包装	土曜日
古紙・衣類布類	第2・第4月曜日

#### ■ 区域4 一之宮・大曲・田端

●大曲は県道丸子・中山茅ヶ崎線より西側

可燃ごみ	火曜日・金曜日
可燃粗大ごみ	第1水曜日
不燃ごみ	第2・第4月曜日
プラスチック製容器包装	土曜日
古紙・衣類布類	第1・第3月曜日

## 資源物の収集日

[ページID]7002

問 環境課 資源廃棄物担当

資源物置き場へ出してください。

#### ■ お願い

資源物の収集日および管理は自治会ごとになりますので、引っ越しをした場合は必ず、自治会・町内会へ収集日と収集場所をご確認ください。

年末年始は日程の変更がありますので、広報12月号をご覧ください。か町ホームページをご確認ください。

#### ■ 倉見自治会の日程

桜町・川端	第1火曜日
十二天・新町・西町・入町・南町・オ戸2	第2金曜日
原・オ戸1・大村	第1金曜日

#### ■ 宮山自治会の日程

下・旭・上合・中里・雷・馬場・湘南サザン	第3火曜日
根岸	第3金曜日

#### ■ その他自治会の日程

もくせいハイツ・県住第2・菅谷台・大蔵	第1水曜日
岡田東・岡田西(県道 丸子・中山茅ヶ崎線より東側)・越の山	第2水曜日
一之宮西	第1木曜日
新町(北部)・小動・宮山南部(旭ファイバー社宅)、新橋アパート	第2火曜日
田端・一之宮ソフィア	第4木曜日
小谷	第4火曜日
岡田西(県道 丸子・中山茅ヶ崎線より西側)・宮山南部	第4金曜日
一之宮北(産業道路より西側) ※旧一之宮北第2	第2木曜日
一之宮東・筒井	第3木曜日
中瀬・大曲	第4水曜日
一之宮北(産業道路より東側) ※旧一之宮北第1・新町(南部)	第3水曜日

## ごみと資源物の正しい分け方・出し方

問 環境課 資源廃棄物担当

町で配布している「ごみと資源物の正しい分け方・出し方」の冊子をご覧ください。冊子は町役場環境課窓口にあります。

また、ごみの分別辞典WEBサイト「ごみサク」では、50音順で検索または調べたい品名、キーワードを入力して検索することができます。こちらもぜひご利用ください。



ごみサク

## リサイクルの啓発

MAP③ D-5

【ページID】1009

問 寒川広域リサイクルセンター

中央制御室、プラットホーム、資源物を処理している様子などを見ることができる見学者ホールは自由に利用でき、情報展示スペースでは、リサイクル品展示ケース、処理解説グラフィックパネル、環境学習用パソコンなどにより、リサイクルについて楽しく学ぶことができます。



### ▶ 資源物の搬入について

問 ☎ (74) 5547

寒川広域リサイクルセンターへ資源物の持ち込みが可能です。

**住 所** 宮山2524

**搬入時間** 午前9時～11時45分、午後1時～4時30分

**休 場 日** 日曜日、年末年始(広報誌・ホームページなどでお知らせします)

**取り扱い資源物** びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、古紙、衣類布類、廃食用油、金属類

## 不用品登録制度

【ページID】1589

問 環境課 資源廃棄物担当

一般家庭などで不用になった物品について、再利用できるものの情報を収集・紹介しています。

**登録資格** 町内在住または町内に事業所等を有する人

**登録品目** 家具、電気製品、台所用品、文具、楽器、軽車両、書籍、玩具、その他一般生活用品

※高額商品、食品、動植物、修理が必要なもの等は登録できません。

**登録期間** 有効期間は3カ月(再登録可)

**登録方法** 環境課に電話か直接、ファクスまたは町ホームページの入力フォームから登録してください。ファクスの場合は住所、氏名、電話番号、品名、利用状況、希望価格、などを記載して送信してください。

**設定価格** 不用品登録制度の趣旨をご理解いただき、無料または低価格でお願いします。

**システム** 当事者間で連絡を取り合ってください。取引が成立した場合は必ず環境課にご連絡ください。

**紹介場所** 登録された不用品は、役場1階町民窓口課前の掲示板、町ホームページで紹介しています。

### 注意事項

●町ホームページに掲載された物品は、更新のタイミングにより、すでに取引が成立している場合もありま

すのでご了承ください。

●町では物品のお預かりはしません。

## 消火器のリサイクル

【ページID】12567

問 環境課 資源廃棄物担当

町では不用となった消火器の収集は行なっていません。処分については販売店か消火器リサイクル推進センターへお問い合わせください。

### ■ 消火器リサイクル推進センター

☎03(5829)6773

URL <https://www.ferpc.jp>



## し尿のくみ取り・浄化槽の清掃

### し尿のくみ取り

【ページID】2105

問 環境課 資源廃棄物担当

し尿処理申込書に必要事項を記入し、提出すると処理券を発行します。処理券に記載されている業者に申し込んでください。処理券はくみ取り作業時に作業員に渡してください。

### ▶ 毎月のくみ取り(定額制)

処理券は次の年度から、料金未納など特別の場合を除き、定期的に郵送されます。

**料金** 世帯人数やくみ取り回数により料金が決定します。

### ▶ 随時のくみ取り(従量制)

料金はくみ取った量10ℓにつき50円です。

## 浄化槽の清掃

【ページID】2106

問 環境課 資源廃棄物担当

町許可業者の寒川公衆衛生社 ☎(75)0070が有料で清掃します。同社へ直接依頼してください。年末や大型連休前は混み合いますので、お早めにお申し込みください。

## 美化センター

MAP⑤A-4

【ページID】1693

田端1578-3 問 ☎(74)3341

し尿、浄化槽汚泥を処理します。

広告

**給湯器交換、水回りのリフォーム**

キッチンやトイレ、化粧台、ユニットバスの交換、給水管、給湯管の漏水調査、修理、排水管の詰まり水回りのトラブル、リフォームお任せ下さい

●お気軽にご相談ください●

**酒井住設株式会社** TEL.090-9834-7163

神奈川県綾瀬市落合南4-1-61 営業時間 8:00～18:00

## 下水道・道路

### 下水道について

問 下水道課 管理担当

下水道は次のルールを守って正しく利用しましょう。

- 台所の流しにごみや油を流さない。
- 水洗トイレにおむつやティッシュなど水に溶けないものを流さない。
- ガソリン、シンナー、石油、アルコールなどの危険物を流さない。
- 汚水管に雨水を流さない。

### ▶ 公共下水道への速やかな接続

下水道処理区域では、生活排水を公共下水道に流入させるための排水設備を設置しなければなりません。くみ取り便所や浄化槽を利用している場合は、その利用をやめ、公共下水道に接続してください。

### ▶ 下水道使用料

公共下水道を使用している場合は、通常2カ月ごとの水道使用水量に応じて計算し、2カ月ごとに水道料金と一緒に徴収します。

### ▶ 下水道関係助成制度 【ページID】1929

新たに公共下水道の供用が開始された区域で改修工事(くみ取りやし尿浄化槽の汚水を公共下水道に接続する工事)を行う場合は次のような補助を実施します。

#### ■ 水洗便所改造等助成金制度

新たに公共下水道が整備された区域で、改修工事を行う場合は、その工事費に応じて4,000～32,000円を限度として助成します。

#### ■ 水洗便所改造等資金貸付あっせん制度

新たに公共下水道が整備された区域で、改修工事を行う場合は、その工事費(100,000円以上)に応じて100,000～350,000円の資金を金融機関から借りられるようあっせんし、利子分は町で負担します。

#### ■ 浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成制度

公共下水道が整備された区域で、改修工事をする場合に、不要となった浄化槽を雨水貯留施設へ転用する場合は、工事費として40,000円を助成します。

#### ■ 雨水貯留槽(雨水タンク)設置助成制度

雨水貯留槽(雨水タンク)を設置する場合は、本体取得額に2分の1を乗じて得た額(1台につき30,000円まで)

広告

**建築 リフォーム** MAP③ B-3

住宅の事なら小さなことから

**有限会社 平山建設**

一般木造住宅の内外装、水回り改修、バリアフリー化、一部の補修や調整・交換などの小さな事でもお気軽にご相談ください。

■寒川町倉見360-5平山ビル4F  
 ■TEL.0467-74-9220 ■FAX.0467-74-9222  
 ■営業時間 / 8:00～18:00 ■定休日 / 土曜、日曜  
 建設業許可業種 建築一式、大工工事、屋根工事、タイル・れんがブロック工事、内装仕上げ工事 神奈川県知事(般-2)第76976号

を助成します。

各助成金および貸付あっせん制度の対象については、寒川町下水道課管理担当までお問い合わせください。

## 道路について

問 道路課 管理担当

### ▶ 道路の穴あきなどを見つけたときは

町道の破損や側溝の詰まりなどを発見したらご連絡ください。補修や清掃などを行います。

### ▶ 狭あい道路の整備(セットバック)

幅4m未満の道路に面した土地に家屋の新築・増改築をする場合、セットバックした部分は町で買い取るか、町への寄付をお願いしています。ブロック塀や生け垣などがある場合は一定の基準により補償をします。

### ▶ 私道整備補助金

私道を所有者が舗装整備する場合、寒川町私道整備補助金交付要綱によりその費用の一部を補助します。

### ▶ 私道などの寄付

私道などを道路用地として町に寄付する場合、寒川町道路用地寄付取扱要綱により申請を受け付けます。

## 道路の安全確保について

問 道路課 管理担当

私有地から道路に樹木や生垣が張り出していると、通行の妨げとなり危険ですので、剪定をするなど適切に管理してください。また、次のような行為は、法律により禁止されています。

- 道路に常時駐車したり、所有物を置くこと
- 道路にはみ出して物を設置したり、商品の陳列をすること
- 道路に土砂や廃物を堆積したり、散乱させること

## 見舞金等

### 災害の被災者や遺族のための補償制度

【ページID】2577

問 福祉課 総務担当

予期せぬ災害によって死傷した場合、その被災者や遺族

**土木全般・上下水道工事** MAP4図 C-1

工事に関する事 何でもお気軽にご相談ください

**株式会社山本工業**

一般土木工事、宅地造成工事、上下水道工事、舗装工事、水道施設工事、カーポート、ブロック・フェンス工事、バリアフリー他

■寒川町小動891-8  
 ■TEL.0467-75-5910 ■FAX.0467-75-5979  
 ■URL:www.doboku.co.jp 神奈川県企業庁 水道局指定店 茅ヶ崎市・寒川町 下水道工事指定店

P あり

に見舞金などを支給しています。

## ▶小災害見舞金制度

**対象** 自然災害および火災により住宅被害を受けた世帯  
※支給金額についてはお問い合わせください。

## ▶災害見舞金および災害弔慰金制度

**対象** 被災したときに町の住民基本台帳に記載があり、実際に住んでいる人で、自然災害および火災により死傷した人  
※被災者または遺族の故意、重大な過失、違法行為で発生した事故では支給されません。広範囲の自然災害で災害救助法が適用された場合は、災害弔慰金が支給されます。  
※災害見舞金制度は災害発生から1年以内に申請してください。支給金額についてはお問い合わせください。

## 犯罪の被害者や遺族のための支援制度

**【ページID】1588** [問 町民窓口課 相談・人権担当](#)

犯罪被害に遭った本人やその家族に支援金の交付等を行っています。被害に遭ってしまったら、まずはご相談ください。  
**対象** 被害に遭ったときに町の住民基本台帳に記載があり、犯罪被害により、死亡・重傷病または障がいを負った被害者またはその家族  
※国の制度である犯罪被害等給付金支給裁定通知書の提出が必要です。支給裁定があった日から2年以内に申請してください。

# 住宅

## 勤労者個人住宅取得奨励事業

**【ページID】3485** [問 産業振興課 商工労政担当](#)

町内の新築または中古住宅の取得に対し町共通商品券を交付します。

**対象** 次のいずれにも該当する人  
●延べ床面積60平方メートル以上の自らが居住する住宅を取得し、申請時に居住している。  
●事業所等に勤務し、賃金が支払われている。  
●取得した新築または中古住宅の所有者として登記している。  
●取得した新築または中古住宅の居住者全員に町税等の滞納がない。  
●町住宅リフォーム等建築工事推進助成事業の補助を受けていない。

**交付額** 町共通商品券50,000円分を交付。  
※住宅の所有者として登記事項証明書に記載された日から6カ月以内に申請してください。  
※予算終了次第、受付終了となります。  
※本事業は電子申請が可能です。詳細は町ホームページからご確認ください。

## 住宅リフォーム等建築工事推進助成事業

**【ページID】2642** [問 産業振興課 商工労政担当](#)

増改築のリフォーム工事等に対し、町共通商品券を交付します。

**対象** 次のいずれにも該当する人  
●町内に住所を有し、助成を受ける住宅に居住している(新築の場合は完成後に居住する)。  
●助成を受ける住宅の居住者全員に町税等の滞納がない。  
●町が実施する同様の制度により、同一の建築工事に対して補助を受けていない。

**対象住宅** 町内にある住宅(新築の場合は町内に建築する住宅。店舗、事務所、賃貸として併用している場合は申請者が居住している部分に限る)。

**対象工事** 町内業者により施工される200,000円(税抜)以上の新築、増改築、補修などのリフォーム工事で、3月中旬(詳細は産業振興課へ)までに完了報告を提出できるもの。

**交付額** 対象工事費(税抜)の5%(上限30,000円)の金額に相当する町共通商品券を交付。  
※工事着工前の申請および交付決定が必須になります。  
※予算終了次第、受付終了となります。

## ゼロカーボン推進対策設備等導入補助金

**【ページID】14806** [問 環境課 環境保全担当](#)

地球温暖化防止のため、町域の脱炭素化(CO<sub>2</sub>の実質排出ゼロ)に寄与する設備等の導入に対して補助を行なっています。

**補助対象設備等の種類と補助金額**

- 住宅用太陽光発電システム:1式50,000円(住宅用太陽光発電システムを設置した住宅等がZEHの認定を受けた場合は100,000円)
- 家庭用燃料電池システム(エネファーム):1台50,000円
- 定置用リチウムイオン蓄電池:1台50,000円
- 電気自動車(EV):1台50,000円
- プラグインハイブリッド自動車(PHV):1台50,000円
- 燃料電池自動車(FCV):1台50,000円

**補助対象者**

- 町内に住民登録がある個人。(町税等に滞納がないこと)

## 住宅用火災警報器の維持管理

**問 茅ヶ崎市消防本部予防課予防担当 ☎(82)1111**

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。まだの人は早めに設置しましょう。

設置後は、警報器の作動状態と電池残量を確認し、誤作動の原因となるホコリやクモの巣を掃除しましょう。



※悪質な訪問販売に注意ください。消防職員が家庭を訪問し、住宅用火災警報器や消火器のあっせんや販売、特定の業者の紹介を行うことはありません。

## 住居表示

**【ページID】12461** [問 \(住居番号の付番・法人の住居表示証明\) 都市計画課 都市計画・開発指導担当](#)  
[\(個人の住居表示証明\) 町民窓口課 総合窓口担当](#)

住居表示実施区域に新しく建てられた家や建物に対する住居番号の付番、住居表示実施当時の新旧の証明を行なっています。

## 空き家について

**【ページID】2601** [問 都市計画課 都市計画・開発指導担当](#)

近年、全国的に空き家が増加傾向にあり、周辺的生活環境に影響を与える問題が発生しています。

町では、「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づき、次に該当する空き家の情報把握に努め、所有者への適切な管理をお願いしています。また、ご自宅の周辺にある空き家についても情報提供をお願いします。

## ▶「空き家」とは

人の居住などの使用実態がなく、その期間がおおむね1年になる建物。※空き地は含みません。

## ▶空き家の管理責任は所有者や管理者にあります

空き家の所有者等は周辺的生活環境を悪化させないよう自己の責任において空き家を適切に管理しなければなりません。

空き家を管理不十分な状態で放置したことにより周辺住民の生活環境を悪化させる事態となった場合は、空き家の所有者等が責任を問われることがあります。

空き家の所有者等のみなさまにおかれましては、常時住んでいない空き家については定期的な見回りと、適切な管理をお願いします。

# ペット・衛生

## 犬・猫について

**【ページID】16534** [問 環境課 環境保全担当](#)

ペットに関する苦情が多く寄せられています。主な内容は鳴き声やふんの放置についてです。寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例において、飼養または保管する動物の適正管理が定められています。町では犬のふんで困っている人に注意看板を配布しています。詳しくは環境課へお問い合わせください。

## ▶犬を飼うとき

- 散歩中のふんは持ち帰り、おしっこは水をかけるなど後始末をしましょう。
- 散歩中にリードを長くすると交通の妨げや咬傷事故の原因となるので、リードは適切な長さにしましょう。

## ■登録

狂犬病予防法により生後91日以上の犬は登録が義務づけられています。

## ■狂犬病予防注射

狂犬病予防法により生後91日以上の犬の飼い主には毎年1回の予防接種を受けさせることが義務づけられています。毎年4月に町が実施する集合注射会場や動物病院などで必ず受けさせてください。動物病院で受けさせた場合は環境課での手続きが必要です。

## ■飼っている犬がいなくなった／亡くなったら

環境課へご連絡ください。

## ■野良犬で困ったら

県動物愛護センター ☎0463(58)3411にお問い合わせください。

## ▶猫を飼うとき

- 室内飼養に努め、周囲への迷惑、猫の事故や病気を防ぎましょう。
- 猫を屋外で飼養したり、飼い主がいらない猫に餌を与えたりする場合は、餌の適正管理やふんの適正処理に努め、周囲の迷惑にならないようにしましょう。

## ■猫の不妊・去勢手術費助成

町では、野良猫や捨て猫の増加を防ぐため、飼い猫および飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を推奨し、不妊・去勢手術費用の一部を助成しています。

**対象** 町に住民登録があり、猫を飼養または保護している人(助成の交付決定通知を受けてから30日以内に町内または茅ヶ崎市内の動物病院で手術を受けることが条件)

**助成額** ●不妊手術 5,000円 ●去勢手術 3,000円

※不妊・去勢手術を行う前に申請してください。

## ■県で実施する飼い主のいない猫の避妊手術または去勢手術支援事業

県では人と動物との共生社会の実現を図るため、猫の避妊手術または去勢手術の支援を無償で行なっています。

**対象** 町内に生息する飼い主のいない猫を減らすことを目的に活動し、飼い主のいない猫を適正管理することができる2人以上のグループ

### 町が行う支援内容

- 飼い主のいない猫の避妊手術または去勢手術を希望する人からの相談受付
- 飼い主のいない猫の避妊手術または去勢手術支援の申請受付および書類経由
- 支援対象猫の受入
- 手術後の猫の返還

### ▶ 犬や猫が飼えなくなったら

茅ヶ崎市保健所衛生課 ☎ (38) 3317 にお問い合わせください。

## スズメバチの巣の撤去

【ページID】2202

問 環境課 環境保全担当

スズメバチに刺されると生命にかかわる場合があるため、町では巣の撤去を行なっています。スズメバチの巣は、球(ボール)のような丸い形、きれいな縞模様、出入り口が1カ所というのが特徴で、樹木の枝、地面の空洞、軒下など雨風をしのげる場所に作られます。  
※スズメバチの巣の場所がわからない場合は、撤去できません。  
※それ以外の蜂の巣についてはペストコントロール協会 ☎ 0120(06)4643(固定電話から) または ☎ 045(681)8585(携帯電話から)へご相談ください。



## 住みよい環境を守り育てるまちづくり

【ページID】2232

問 環境課 環境保全担当

町の住みよい環境を守り育てていくために、町民の皆さんや事業者と町が協力して地域の環境美化や生活環境の向上に取り組んでいます。町では、公共の場所などにおいて環境美化活動を行なっている団体等にごみ袋を配布したり、ごみを回収したりしています。

### ■ 禁止行為

次の行為は条例で禁止されています。

- ポイ捨て(20,000円以下の罰金)
- 公共の場所等での落書き(50,000円以下の罰金)
- 犬のふんの放置(20,000円以下の罰金)
- 猫のふんの放置(20,000円以下の罰金)
- 午後10時～午前6時に花火をすること

## 野焼きの禁止

【ページID】16334

問 環境課 環境保全担当

野焼きは、廃棄物の処理および清掃に関する法律や県生活環境の保全等に関する条例で一部を除き禁止されているため、違反した場合は罰せられる場合があります。

臭気などで迷惑を掛けたり、火災の原因となったりするだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質が発生します。

また構造基準を満たしていない焼却炉は使用できませんので、家庭から出る落ち葉や紙などは、ごみの分別収集に出してください。

※例外的に禁止されていない農作業に伴う野焼きでも周囲に影響がないようにしなくてはなりません。

## 私たちの生活と水環境

問 環境課 環境保全担当

川の汚れの原因は、事業所や工場からの排水、家庭からの生活排水です。

きれいな川、水を守るため、次のことに注意しましょう。

- 調理くずや油は流さないようにする
- 台所、洗濯、風呂掃除などには石けんなどの分解性の高い洗剤を使用するとともに使いすぎに注意する
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する

## 特定外来生物アライグマ捕獲協力をお願い

【ページID】11049

問 環境課 環境保全担当

近年、町内でもアライグマが増加し、生活被害だけでなく生態系への被害も報告されています。アライグマを目撃したり被害にあたりしたら捕獲檻を貸し出しますので、町へ報告してください。



また町では捕獲にご協力いただける人を募集しています。ぜひご連絡ください。